



副官ヲ省内各課長(津務局長及	航空本部庶務課長へ通牒	首題ノ件ニ関シ関東軍參謀長ヲ別紙寫シ	通牒アリタルニ付通牒ス	陸海軍第五六六號	昭和拾六年七月四日
----------------	-------------	--------------------	-------------	----------	-----------

人、軍、兵務、整、兵器、

調査部、恤兵部、功績勸告

(補、恩)(軍事、軍務、情

報、工、資、交ニ銃、機

0492

及

(漏密)

別紙寫



昭和拾六年七月四日

人、軍、兵務、整、兵器、經、醫、法  
調查部、恤兵部、功績調査部  
航本

(補、恩) (軍專、軍務、情報) (兵務、兵備、防、馬)  
(戰、工、資、交) (銃、機) (主、監、衣、建) (衛、備)

0492

0493

烟筒



私

首題件ニ關シ別紙ニ通定メラレタルニ付提出ス

陸軍次官 木村兵太郎殿

昭和十六年六月二十六日關東軍參謀長 吉本貞一

時局關係事項ノ秘匿稱呼ニ關スル件

關參一發第ニ五六號



關參一發第三五四號

時局關係事項、秘匿稱呼ニ關スル件  
 隸下一般へ通牒

昭和十六年六月十六日關東軍參謀長吉本貞一  
 獨ノ開戦ニ伴フ時局關係事項ニシテ業務處理ノ  
 爲平時の事項ト截然區別スルヲ要スルモノハ自  
 今關東軍特種演習(關特演)ノ秘匿名稱ヲ使用ス  
 ルコトニ定メラレタルニ付通牒ス